

諸外国との地方自治制度の比較

区分	アメリカ	イギリス	フランス	韓国
国家体制	連邦制 50州と州に属さない地域(ワシントンD.C.など)で構成	連合王国 イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド	単一国家 (州は、連邦制の州とは異なり、単に自治体)	単一国家
地方自治制度の概要	州により異なる	各国により異なる(以下、イングランドの場合)	地方自治法典により規定	地方自治法その他の法律、大統領令により規定
階層構造	三層制が基本 ワシントンD.C.	二層制が基本 ロンドン市(GLA)	三層制が基本 パリ市	二層制 ソウル特別市
首都	連邦直轄の特別市(州の区域外)	二層制 GLA-32法人区・1シティ	二層制 州に包括の特別市 20行政区あり	二層制 特別市-25法人区
地方自治の構造、自治体の数・規模				
自主立法権	○(州) 州は立法権を有する 州内自治体の立法権は、各州憲法で規定	×(限定的な条例制定権あり) 原則として、法律の個別の授權により事務を処理	△ 法律の定める条件により、条例を制定	△ 法令の範囲内で条例を制定
地方財政	○(州) 州は立法権を有する 州内自治体の立法権は、各州憲法で規定	×(限定的な条例制定権あり) 原則として、法律の個別の授權により事務を処理	△ 法律の定める条件により、条例を制定	△ 法令の範囲内で条例を制定
自主財政権の憲法上の位置づけ	× (州に付与と解されている)	— (成文憲法なし)	○ (権限と財源の一体性を明示)	○
課税権	【州】あり 州法で規定(連邦憲法の範囲内) 【地方政府】州から移譲(州法の範囲内) ※ 州に課税権があるため、州により税目等が異なる	法律で規定 ※ ロンドン市、県及びパリッシュ以外の地方自治体がカウンスル・タックスの徴収を行う ※ 地方歳入に占める税収の割合は約12%と極端に低く、国民所得ベースでの地方税負担率は2% (この記述に関する典拠データ・計算方法不明のため、更新困難) ※ 税目は、カウンスル・タックス(住居固定資産税)のみ	法律で規定	法律の範囲内で課税できる
徴収機関	州又は地方政府	自治体	国	国税は国、地方税は基礎自治体
財政調整				
一般交付金	×	○	(多数あり) ○	○
特定補助金	○	○	○	○
水平調整	×	×	×	×
その他	※ 1人当たりの州税収格差は大。各州の自助努力で対処	※ 交付金は都市部へ重点配分 ※ 事業用レイト(人口案分型) + 歳入援助交付金(収支差額補填方式) ※ 標準支出総額の増加は、交付金総額の増額と地方税増税で負担	※ 交付総額が経済指標に連動 ※ 分配指標は多様。財政力の考慮あり ※ 歳入均等化の効果は限定的	※ 日本と比較すると、地方財政のウェイトが低い(国67:地方33) ※ インセンティブ制あり

【参考資料】英国の地方自治(2019) <https://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2020/09/b18e4932a2a5217b0c946c5a8d786bad.pdf>

区分	ニューヨーク (アメリカ)	マンチェスター(イギリス)	パリ (フランス)	リヨン (フランス)	ソウル (韓国)	釜山 (韓国)	仁川 (韓国)
人口	854万人('16)	55万人('19) (圏域 283万人)	219万人('17)	52万人('16) (圏域 232万人)	970万人('18)	345万人('15)	289万人('15)
面積	785 km ²	116 km ² (圏域 1,276km ²)	105 km ²	49 km ² (圏域 500 km ²)	605 km ²	766 km ²	1,051 km ²
基本的性格	基礎自治体と広域自治体の位置づけを併せ持つ	基礎自治体と広域自治体の位置づけを併せ持つ	基礎自治体と広域自治体の位置づけを併せ持つ	基礎自治体	広域自治体	広域自治体	広域自治体
域内自治の仕組み	強首長一議会制	委員会制	評議会制	評議会制	首長一議会制	首長一議会制	首長一議会制
議決機関	公選議会 議会議長も公選	公選議会	公選評議会	公選評議会	公選議会	公選議会	公選議会
執行機関	公選市長 市長は、助役を任命	公選議会 議長は、市長を兼務	議員互選の議長兼市長 議員互選で助役選出 市長は、県知事を兼務	公選市長と評議会選任の委員・ 助役で構成する理事会	公選市長 行政副市長は政務職の国家公務員 大統領が副市長を任命	公選市長 行政副市長は一般職の国家公務員 大統領が副市長を任命	公選市長 行政副市長は一般職の国家公務員 大統領が副市長を任命
司法機関							
区	5行政区 議会はない 公選区長が執行機関	—	17行政区 公選議会あり 区議会議員の当選上位1/3が市評議会議員を兼務 区長は、市評議会議員から区議会にて互選	9行政区 公選議会あり 区議会議員の当選上位1/3が市評議会議員を兼務 区長は、市評議会議員から区議会にて互選	25法人区(522洞) 公選議会あり 公選区長が執行機関 洞の長は、法人区長が任命	15法人区・1郡 (223邑・面・洞) 公選議会あり 公選区長、郡長が執行機関 邑・面・洞の長は、法人区長が任命	8法人区・2郡 (143邑・面・洞) 公選議会あり 公選区長、郡長が執行機関 邑・面・洞の長は、法人区長が任命
地域自治組織 構成員数 任命方法 財政措置 など	59地区にコミュニティ委員会を設置。 委員は50人以内で区長が任命 会費、寄付金、政府・地方団体等からの補助金で運営	※ハリッシュなし	121の近隣住区評議会が存在 区ごとに20～30人が議員、住民、非営利団体から選任。 選任方法は区ごとに異なる。	34の近隣住区評議会を存在	住民自治委員会 委員は15名以上25名以内で洞長が委嘱 委員は無給の名誉職	住民自治委員会 委員は15名以上25名以内で洞(邑面)長が委嘱 委員は無給の名誉職	住民自治委員会 委員は15名以上25名以内で洞(邑面)長が委嘱 委員は無給の名誉職
事務権限等	【ニューヨーク市】 一般市の事務に加えて、郡、学区の事務を執行。 【区】 区長は、市の公共事業についての勧告、公聴会の開催、市が締結した契約遂行状況の評価等を行う。 【地域自治組織】 コミュニティ委員会は、広聴会の開催、市部局への勧告、情報伝達等の役割を担う。	一般市と同等で、教育サービス、住宅供給、ごみ収集等の事務を担う	【パリ市】 警察権を除く一般市・県の事務 【区】 託児所、児童公園等施設の設置・運営、区関係事項の市への質問・要望・意見表明等の事務 【地域自治組織】 地区にかかる事業計画の計画・実行・評価に関して意見を陳述	【リヨン市】 一般市と同等の事務 【区】 公共施設の予算執行、市長から委任された事務、戸籍等の国の事務	【ソウル市】 広域的事務、統一的事務、連絡調整事務、補完的の事務 【区】 ソウル市が処理する以外の事務 【洞】 出張所・窓口業務 最近は、文化スポーツ施設も併設し、「住民自治センター」と位置づけ	【釜山市】 広域的事務、統一的事務、連絡調整事務、補完的の事務 【区・郡】 釜山市が処理する以外の事務 【邑・面・洞】 出張所・窓口業務 最近は、文化スポーツ施設も併設し、「住民自治センター」と位置づけ	【仁川市】 広域的事務、統一的事務、連絡調整事務、補完的の事務 【区・郡】 仁川市が処理する以外の事務 【邑・面・洞】 出張所・窓口業務 最近は、文化スポーツ施設も併設し、「住民自治センター」と位置づけ
広域行政の処理	○	△	△	×	○	○	○
広域団体	ニューヨーク市	マンチェスター都市圏(10市町村) 事務別の合同機関を設置。各市町村が大都市圏全体の事務を担う。	イル・ド・フランス州、パリ市	ローヌ・アルプ州、ローヌ県	ソウル市	釜山市	仁川市
主な財源	・地方税(州ごとに異なる。) ・特定補助金	・地方税(カウシル税(住居固定資産税)のみ) ・一般交付金 ・補助金	・地方税 ・一般交付金 (一部地域では欧州基金からの補助金)	・地方税 ・一般交付金 (一部地域では欧州基金からの補助金)	・地方税 ・地方債 ・地方交付税	・地方税 ・地方債 ・地方交付税	・地方税 ・地方債 ・地方交付税
税財政制度の特例	なし	なし	なし	なし	基礎自治体の一部の税目が特別市・広域市の税	基礎自治体の一部の税目が特別市・広域市の税	基礎自治体の一部の税目が特別市・広域市の税
警察	○		○	△	×	×	×
司法警察	○		○	△	×	×	×
交通警察	○		○	△	×	×	×

区分	ドイツ	カナダ	イタリア
国家体制	連邦制	連邦制	単一国家
地方自治制度の概要	16の州で構成	10の州と3の準州で構成	20の州で構成
階層構造	三層制が基本 ベルリン市	一層制・二層制・三層制 オタワ市	三層制 ローマ市
首都	一層制 都市州 (州・郡・市の機能を併有)	一層制 広域自治体と基礎自治体が合併した団体	三層制 州、県に包括の一般市
地方自治の構造、自治体の数・規模			
自主立法権	○ (州) 州は立法権を有する	○ (州) 州は立法権を有する	△ (州) ・法律の基本的原則の限界内 ・国益・他州の利益に反しない限り憲法・法律の指定事項について、州は立法権を有する
地方財政			
自主財政権の憲法上の位置づけ	○	× (州に付与と解されている)	○
課税権	【州】 連邦、州の競合的立法 【郡】 なし 【市町村】 税目により連邦法、州法で規定、法定外税あり ※共同税(所得税、法人税及び売上税)は、連邦、州及び市町村に配分	州は憲法上課税自主権あり	地方自治法典で規定 条例を根拠に課税
徴収機関	共同税・州税は、州 市町村税は、州又は市町村	州又は地方政府	それぞれの税につき、国、州、県及び市町村
財政調整			
一般交付金	○ (連邦一州)	○	○ (住民当たりの財政規模が減少する地域に交付)
特定補助金	○	○	○
水平調整	○	○	×
その他	※ 州一市町村は、州ごとに相違 ※ ①売上税の配分、②州間での水平調整、③連邦交付金の三段階で調整。これらの段階を経て、州歳入がほぼ全州均等化		

区分	ハンブルク (ドイツ)	トロント(カナダ)
人口	189万人('19)	297万人('19)
面積	755 km ²	630 km ²
基本的性格	都市州(州、郡・市の機能を併せ持つ)	基礎自治体と広域自治体が合併した団体
域内自治の仕組み	理事会制	首長一議会制
議決機関	公選評議会	公選議会
執行機関	評議会選出の理事会(市長、副市長及び他の議員) 市長は、州首相を兼務	公選市長
司法機関	○	
区	7行政区 公選議会あり 区議会選出の区理事会(区長と4人の区理事)が執行機関	—
地域自治組織 構成員数 任命方法 財政措置 など	地域委員会	コミュニティ・カウンシル 各区内選出市議会議員がメンバーを兼ね、それぞれ市議会の一委員会の位置付け
事務権限等	【ハンブルク市】 全市の事務、統一的事務 【区】 市が行う事務以外のすべての事務。 ただし、法人格や条例制定権、課税・起債権を持たない。	独立した法制によって地方自治体が持ちうる具体的な権限について成文化。
広域行政の処理	○	○
広域団体	ハンブルク市	トロント市
主な財源	・連邦共同税 ・州税(財産税、相続・贈与税、不動産取得税、自動車税、競馬・宝くじ税、消費税、ビール税、州雑税)	・財産関係税
税財政制度の特例	なし	なし
警察	○	○
司法警察	○	○
交通警察	○	○